

寺院破却を命ぜられ、後地内に覺源庵と稱する尼庵を建て、地藏尊を安置してあつたが、廢藩の際再建して覺源寺に復し、明治十四年十二月自火焼亡して、十七年今の地に移つた。

カクゲンジウラモンチヨウ 覺源寺裏門町 金澤の舊町名。覺源寺が法島河原に在つた時、その裏通をいうたのである。變異記に、『寛延四年四月八日犀川川上新町覺源寺裏門町下方出火十九軒焼失。』とある。

カクゲンジマヘ 覺源寺前 改作所舊記に載せた天和三年十一月御算用場の書付に、覺源寺町とあり、元祿十四年六月川除奉行の上申書に、『犀川覺源寺前川除の續きに前者田地有之故、定檢地奉行支配致し、御納戸銀を以て川除出來之處、其以來金澤町方より家建致し、今程田地無之。』とある。この地往古は法島村であつたが、犀川洪水の爲河原となり、更にそこに町地が出来たのである。後の平野町に當る。

カクシツリントウ 覺室藤等 石川郡曹洞宗大乘寺二十代の住持。珠源派名叟の法嗣。初め開禪寺に住し、後大乘寺を置した。萬治二年二月十日寂。

カクシビラキ 隱開 藩の許可を得ずして荒蕪地を新開したものといふ。隱開の露見した時は、その歩数を計り、如ならば折を定め、その村免による手上高となさしめ、村役人までも罰せられることがあつた。但し畦畔を自然に切り廣げる如きは隱開でない。

ガクシユウモンベン 學聚問辨 前田綱紀の命によつて五十川剛伯の編したもの。本書

語集要百二十巻を脱稿し、同三年また文範十卷、五年詩範九巻を上つたが、次いでその子の罪に座して能登に配流せられた爲、編輯を中止することになつた。

カクジヨウ 角丈 石川郡宮腰の俳人。梅原本龍寺十二代で喚乘院達磨といひ、俳名を葛麻庵角丈と號した。遺稿葛麻拾遺は嘉永四年子年香によつて上木せられた。

カクシヨウイン 龐聖院 大聖寺藩主第六代前田利精の子利龍の法號。詳しくは龐聖院春山道光居士。

カクジヨウイン 覺成院 大聖寺藩主第七代前田利物の法號。詳しくは覺成院通峰紹玄大居士。

カクシヨウジ 覺正寺 羽咋郡正友に在つて、眞宗東派に屬する。

カクシヨウジ 覺照寺 鳳至郡宇出津に在つて、眞宗東派に屬する。山號は金龍山。

カクシヨウジ 覺性寺 珠洲郡宗玄に在つて、眞宗西派に屬する。山號は清淨山。

カクシヨウジ 覺成寺 江沼郡高塚に在つて、眞宗西派に屬する。もと道場であつたが、明治十二年五月寺號の公稱を許された。

カクシヨウジ 覺成寺 鳳至郡吉浦に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十三年五月寺號の公稱を許された。

カクシン 學心 鹿島郡東濱眞宗西派勝圓寺の住職であつた。諱は但念。尺仲堂善意に學び、司教に任ぜられ、寺内に隨喜社を設けて學徒を導いた。安政六年七月八日寂、七十七歳。法名弘誓庵學仙。

縣眞壁郡下妻町から金澤彦三町に移り、四十年今の地に轉じた。

カクシンロン 格心論 三冊。中島尚著。人道の主要は心を格して後百事を議するにありとして、この書を編したものである。朱子・王陽明・狄生徂徠・太宰春采・伊藤仁齋等を祖上に上せてその缺点を論じ、問答體によつて格心の要を説き盡くしてゐる。

カクセン 覺善 一向宗の僧。蓮如上人御一代問書に、『加州菅生の願正・深谷の覺善・又四郎などに對して、信心といふは彌陀を一念御たす候へとたのみとき云々。』の文があり、蓮如に法を聞いた人である。深谷とあるのは江沼郡深田の製であらう。

カクセンヤシキ 覺善屋敷 江沼郡深田に在つた。江沼郡在々所々記に、この村の東の山脇に屋敷跡があつて覺善の館といひ、五十間に三十間許あるとする。カクセン 覺善。

カクタイン 龐諦院 加賀藩主第六代前田吉徳の子喜六郎利實の法號。詳しくは龐諦院源了道居士。

カクチ 垣内 能登穴水來迎寺文書、應永卅三年七月三日の狀に、『左近屋しき西かきうち云々』とあるかきうちは垣内であるが、後世では凡べてカクチと訓んだ。枝村といふと同意義である。

カクチダ 垣内田 羽咋郡凸知院に屬する部落。

カクチダガハ 垣内田川 イイヒノヤマガハ 飯山川。

カクチユウシヨウジ 覺中小路 金澤の舊町名。御醫師内山覺仲の邸宅は堤町町家の尻地であるが、今は覺源寺の跡に建てられた。

カクドウイ 賀來道意 天和二年十月召出されて御醫師となり、新知百五十石を領し、法眼に任ぜられた。元祿八年歿。子孫順元・順徹・道安・元達・惟章・元兆・惟克・元貞等相繼いだ。

から、請うて水溜堀の傍に道路を開いた。依つて世人之を覺中小路と呼んだ。

カクドウソウイツ 格堂曹逸 石川郡曹洞宗大乘寺十六代の住持。月秀の法嗣。初め越中光禪寺を置し、後大乘寺に住した。寛永五年十一月十七日寂。

カクニヨ 覺如 本願寺第三代。或はいふ。本願寺の法主で、足跡を加賀の地に印するものは覺如を以て初とすると。越登賀三州志に、金澤城の起原を記して、『勝應・康永の頃覺如北州行脚の時、當國無知の民其の宗義に心酔するの餘、小利を今の本城の地に創設す。はその權輿なり。』と記する如きは、即ち是である。覺如が加賀に入つたことは、その子慈俊の著なる慕歸繪詞、その弟子乘專の著なる最須繪詞等、信憑すべき傳記に凡べて見る所がない。況や勝應・康永の頃に當つては、覺如の齡既に七十有餘。到底この僻陬に來たとは信じ難い。但し正應三年廿一歳の時から三年に亘り、覺如が關東・北陸に於ける祖職を巡遊して、四幅の御繪傳を作つたことは、御傳繪指示記に見える。故に若し覺如にして加賀に來たことがあるとすれば、その越後の往返に通過したことを想像すべく、又或は應長元年五月覺如・存覺の父子相携へて越前に下り、大町如道の家に止つて教行信證を相傳したといふから、此の時を以て深く加賀に足跡を印したとも推考し得られぬは、否か。